

第 11 回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入） プロポーザル実施要項

1 目 的

この要項は、「第 11 回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入）」（以下「この事業」という。）を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店をプロポーザルにより選定するための必要事項を定める。

2 委託する業務の概要

- （１） この事業の名称 第 11 回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入）委託業務
- （２） 委託業務の内容 第 11 回日韓青少年冬季スポーツ交流事業（スキー競技受入）委託業務仕様書による。

3 募集期間

平成 24 年 10 月 19 日（金）から 31 日（水）までのうち、土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

4 プロポーザル参加表明書の提出及び参加資格

この事業のプロポーザルに参加しようとする者は、平成 24 年 10 月 31 日（水）午後 5 時 00 分までに、「プロポーザル参加表明書」（別紙様式 1）を提出すること。期限までに提出のない場合は、参加の意思がないものとする。

なお、参加資格は次のとおりとする。

- （１） 日本国内の旅行代理店のうち、秋田市内に本店・支店又は営業所を置く者であること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３） 秋田県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- （４） 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申し立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申し立てをされた者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申し立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申し立てをされた者

5 質問の受付及び回答

この事業について、質問のある場合は下記期間中に文書（郵送、ファクシミリ又は電子メール可）にて提出すること。口頭による質問には回答しない。なお、質問に対する回答は、プロポーザル参加表明書の提出があったところへファクシミリで送付する。

- （１） 質問受付期間 平成 24 年 10 月 19 日（金）から 31 日（水）まで
- （２） 質問回答日 平成 24 年 11 月 5 日（月）

6 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザル参加申請書（別紙様式 2～10）及び関係書類を A4 版縦型 20 枚以内にまとめ、平成 24 年 11 月 9 日（金）午後 5 時 00 分までに下記あて原本 1 部、写し 6 部を郵送又は宅配便（いずれも配達証明付きのものに限る。）で提出すること。

提出先	〒010-0974 秋田市八橋運動公園 1-5 秋田県スポーツ科学センター内 公益財団法人 秋田県体育協会 総務課
-----	--

7 プレゼンテーション

提出されたプロポーザル参加申込書を書類選考のうえ、プレゼンテーションは3社程度とし、参加の可否については11月13日（火）に通知する。

なお、プレゼンテーションは次により行う。

- (1) 日 時 平成24年11月19日（月）午後から（参加者ごとに時間を指定する。）
- (2) 会 場 秋田県スポーツ科学センター 研修室
- (3) 方 法 持ち時間は1社につき20分程度（説明15分、質疑5分）とし、提出したプロポーザル参加申込書に基づき説明を行うこととする。
- (4) 注意事項 ・1社からの参加者は3名以内とする。
・プレゼンテーションは、総括責任者が行うものとする。

8 審査及び結果の通知

- (1) 提出された書類は、本会に設置した選定委員会において審査する。なお、審査経過については公表しないものとする。同様に、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。
- (2) 選定委員会は、下記の審査項目について採点を行い、合計得点の最も高いところを選定する。
 - ① 組織体制の評価
 - ② リスクマネジメント
 - ③ 個人情報保護に関する管理体制
 - ④ 過去の事業実績
 - ⑤ コンセプト、日程表
 - ⑥ 宿泊（仙北市以外）・レセプション関係
 - ⑦ 食事内容及びレセプション関係
 - ⑧ 通訳
 - ⑨ 見積書
- (3) 審査の結果は、平成24年11月22日（木）に通知する。

9 その他

- (1) この事業の契約は、本会と選定された社との間で当該業務委託について協議し、合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 契約の際は、見積書に記載された経費項目について除外又は追加を行う場合がある。
- (3) 契約が不調の場合は、審査において第2位となった社と同様の手続きを行うものとする。
- (4) このプロポーザルに要する経費は参加社の負担とする
- (5) 提出された書類は返却しない。また、契約を締結した後は、契約が完了する日まで当該提出書類を閲覧に供することがある。

10 問合せ先

〒010-0974 秋田市八橋運動公園 1-5 秋田県スポーツ科学センター内
公益財団法人 秋田県体育協会 総務課 担当：小笠原

TEL 018-864-8090 FAX 018-864-5752 E-mail akitaken@japan-sports.or.jp